

年金生活者支援給付金請求書の提出

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

基礎年金を受給されている方で、令和6年中の所得額が低下したこと等により新たに年金生活者支援給付金を受け取ることができる方へ、請求書(はがき型)を順次お送りしています。

手続方法 日本年金機構から届く封筒の中に入っている請求書(はがき型)に、お名前などを記入して切手を貼って返送してください。

送付物

年金生活者支援給付金請求書			
年金生活者支援給付金を請求します。			
提出日		令和 年 月 日	
氏名	電話番号		
基礎年金番号	生年月日	種別コード	
※上記の太枠内を必ずご記入ください。			
◎日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族(世帯員)の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。(所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。)			

支給金額 届いた請求書(はがき型)の裏面に、請求した場合に支給される見込額(月額)を記載していますので、ご確認ください。

【紛失してしまったら!】

請求書(はがき型)を紛失してしまったら、日本年金機構HPからダウンロードができます。

ダウンロードが困難な場合は、市民課年金係または幡多年金事務所にお問い合わせください。

支給要件に該当するか確認できない方には、年金生活者支援給付金請求書(A4型)および所得情報等を確認するための所得状況届を9月中旬頃から送付します。

詳しくは、日本年金機構HPをご覧ください。か「年金給付金専用ダイヤル」にお電話ください。

「年金給付金専用ダイヤル」☎ 0570-05-4092 (ナビダイヤル)



日本年金機構HP

幡多年金事務所による 年金相談 (予約制)

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616 (自動音声案内)

日程 ●9月16日(火)

●10月21日(火)

●11月18日(火) ※毎月第3火曜日に開催

時間 9時30分～12時、13時～15時 **場所** 宿毛市役所

受付 市民課年金係

必要な物

本人が申請する場合

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの(マイナンバーカード等)
- マイナンバーのわかるもの

代理人が申請する場合

- 委任状
 - 代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細は予約の際にお尋ねください。

予約 ご予約の際は基礎年金番号がわかるもの(基礎年金番号通知書、年金手帳など)をご用意ください。

予約方法 幡多年金事務所へ電話